

経済学部における法律科目の講義

——私法の領域について——

西 澤 宗 英

1. はじめに
2. 問題の検討
 - (1) 問題の端緒
 - (2) 問題の検討
3. 試論の提示
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 将来の問題
4. おわりに

1. はじめに

一般に、法学部以外の学部においても、およそそれが社会科学系の学部であるかぎり、専門教育科目の中で、法律科目の講義が行われている。これは、直接的には制度（広い意味での設置基準）の要請するところであるが、そうした制度の背景には、社会科学という名称の下に分類される種々の学問領域相互間の緊密かつ有機的な関連性が存在していることはいうまでもない。経済学部においても、そこにおける研究・教育の中心が経済学にあるとはいえ、経済現象は法現象と密接に関連しているという認識の下に、若干の法律科目が開設されている¹⁾。本学部でも、現在民法1部（必修・第2学年）、民法2部・商法1部・商法2部・労働法（以上選択・第3ないし4学年）が開講されており、私自身も、8年間にわたって、民法2部の講義を担当してきた。

1) 制度の要請という点からいえば、「経済学関係学部設置基準要項」（昭33・3・31 大学基準等研究協議会決定）第3第2項6号は：

- (一) 法学関係の科目は必ず開設すること
- (二) 法学に関する学部・学科をもたない場合には、法学関係の若干の学科目を必置科目に準じて取扱うこと

としている。そして、表1（経済学科）では、関連学科目の中に：

「法学」 憲法・行政法・民法・商法・労働法・経済法・国際法
を列挙し、表3（経営学科）でも、関連学科目の中に：

「法学」 憲法・行政法、民法、商法、労働法
を列挙している。

しかし、何年か講義を繰り返してきて、年度ごとの講義の内容やその進め方について多少の工夫ができる余裕が出てくると、いままでのやり方に疑問を抱くようになった。それは、同じく「民法」という科目でも、法学部における場合と、経済学部における場合とで、取り上げるテーマやとくにその取り上げ方が、異なっていなければならないのではないかとということである。もとより、民法典という法典は唯一であり、たとえば、「担保」とか「売買」という制度の内容自体が学部によって異なるということはあるにせよ、けれども、「関連学科目」として位置づけられ、しかも、法学部で講義をする場合に比べて半分以上の時間数²⁾で講義をしなければならない経済学部においては、法学部におけるのと同じようなテーマを同じようなやり方で講義することはできないはずである。にもかかわらず、これまでは、そうした認識をせず、法学部の講義に比べて「簡略な」講義をするということですませていたのではないか。はたしてそれでよいか。もっと経済学部にあふさわしい講義というものが考えられなければならないのではないか。

同じ名称の科目でも、聴講する学生の専攻や将来の方向によって、その内容や講義の方法が異なっていなければならないという考え方は、たとえば、次のような1節にも現れている。

本書執筆の準備の段階で多くの入門書を渉猟して気付いたことのもう一つは、一方で「法学入門」、他方で「法学概論」ないし「法学通論」というものの違いについて、真に透徹した認識をもって書かれている本は案外少ない、ということであった。しかし、法学に関する限り、入門ものをもって概論書に代えたり、通論ものをもって入門書に代替したりすることはできないはずのものであるというのが私の考えである。その両者は、まるっきり違った目的に奉仕するものである。法学入門とは、これからみっちり法を勉強してゆかねばならない専門の学生に対して、手ほどきを兼ねて助言や激励をすべきものであるのに対し、法学概論とか法学通論というものは、法を専門としない人達に、法の仕組み全体についての大きな展望を与えるべきものである。ここでは学習の助言などは必要ないのである。(中略) こうした種類の本を書く者は、いったい入門書を書くのか、それとも概論書を書くのかをまずはっきりとさせ、どこに重点を置くのかを考えるべきなのである³⁾。

ここで直接問題とされているのは、「法学」という科目を、誰に、どのような形と内容で講義するかということが講義や書物の執筆にあたって考えられなければならないということである。けれども、同じようなことは他の法律科目についても考えられてよいはずである。いわゆる一般教育科目としての「法学」の内容が、これを聴講する学生の将来の専攻によって、入門的なものと概論的なものというように違って然るべきであるといえるのと同じように、「民法」や「商法」といった専門教育科目においても、法学部の学生を対象にする場合と経済学部の学生を対象にする場合とで、その内容は(具体的にどのような違いがあるかはともかくとして)違って

2) たとえば、民法の場合、法学部では、一般にこれをⅠ(総則)、Ⅱ(物権)、Ⅲ(債権総論)、Ⅳ(債権各論)、Ⅴ(親族・相続)と5部(20単位)に区分するのが伝統的である。これに対して、経済学部では、2部(8単位)というのが普通であろう。

3) 三ヶ月章『法学入門』4, 5頁(凡例を兼ねて)。

いて然るべきである。

以下この小稿では、こうした疑問に自分なりの解答を与えるために、これまで何の疑いもなく行ってきたやり方の中に、何か問題はあるか、あるとすればどのような問題かということをもまず考え、次いでそれを解決するための試みを提示してみたいと思う。もとより私一個の認識と経験に基づく試論であり、また、その意味で、考察の対象も民法を中心とする私法の領域に限定させていただきたい。

2. 問題の検討

(1) 問題の端緒

私の担当してきた民法2部という科目は、その中でとくにどのような問題を取り上げるべきかということについて、学部から公式には何も要請されていない。これは、いわゆる「教授の自由」を保障するという点では、意味のあるやり方である。けれども、これからはじめて民法の講義を始めるという者にとっては、いささか負担が大きかったということも事実である。法学部の講義であればともかく、前述のように、民法は2講座（8単位）しか開設されておらず、民法2部は選択科目であるということも、当初は、むしろ制約条件であるとさえ感じられた。

こうした中で、私をはじめに考えたのは、民法2部を履修する学生は、すでに全員、民法1部を履修し、そこで民法の基本的な事項は理解しているはずだから、少し応用的に、特定の具体的な問題（というより制度、それも民法1部では取り上げられなかったと思われるもの）を取り上げて、多少掘り下げた（詳しい）検討を試みようということであった。そうして、はじめの3年間は「契約」、その後は「担保」を扱ってきた。

具体的な講義の進め方は、今から考えれば、完全に「法学部式」で、テキスト、参考書なども、法学部で一般に用いられているものを利用した。たしかに、全体の時間は制約されているが、「契約」や「担保」だけで1年間を使えるのであるから、場合によっては法学部以上に詳しい説明をすることもできないことはないと考えたことにもよる。ただ、民法1部を履修したとはいえ、やはり経済学部の学生であるから、重要な事項はできるだけ丁寧に説明するように注意はした。

ところが、実際に何年かやってみて、どうも期待したような効果があがらない。

これは、ひとつには、講義の進め方というある意味で技術的な問題に原因があると思われる。しかし、これには、「経験」という問題が含まれるので、ある程度は時間による解決を待たなければならぬ。

けれども、いまひとつは、講義の内容（テーマとその取り上げ方、扱い方）という、より重要な点に問題があるということが考えられる。

学生は、経済学部の学生であって、法学部の学生ではない。しかも、その学生は、「法学部」に民法の講義を聞きにきているのではない。反対に、私どもが、「経済学部」の中で、民法の講義をしているのである。にもかかわらず、「民法」の講義であるというだけで、そうした状況の違いを全く考慮しないというのは問題であると思われる。法学部の学生と経済学部の学生とは学んでいることも違ふし、それゆえに関心や問題意識も違ふはずだからである。もちろん、私以外の、経済学部における民法担当者は、当然、そうしたことを考えておられると思う。とはいえ、考えた結果、それでは具体的にどのような講義を展開するか、という問題になると、なお、議論の余地はあるのではないか。

たとえば、巷には、「経済・商学部の学生のために」とか「法学部以外の学生のためにも用いられることを考えて」執筆されたという書物もみうけられる。けれども、そうした書物をみると、中には叙述の順序などに若干の工夫のみられるものもあるが、多くは民法全体を1冊（ないし2冊）にただ圧縮し、いわば「骨組」だけを簡略に説明したものである。与えられた時間数が少ないことは事実だが、だからといって、経済学部だから簡単に説明しておけばよいというだけでは問題は解決しない。たしかに、法学部を基準にすれば、経済学部の学生には簡単に話すかあるいは全く話さなくてもよい問題もあるかもしれない。けれども、経済学部の学生を基準にすれば、法学部ではあまり問題にならなくても、経済学部であるがゆえに詳しく説明しなければならない問題というものもありうるのではないかと考えられるからである。

そこで、問題を多少一般化して、「経済学部における民法の講義のあり方」という視点から、若干の考察を加えてみたい。

(2) 問題の検討

大学における専門科目のカリキュラムやそれに基づく各科目の教授法というような問題が、学界という場で議論された例はあまりない。それでも、たとえば、昭和45年の日本私法学会では、民法部会が「民法のカリキュラムについて」と題するシンポジウムを行っている⁴⁾。

このシンポジウムでは、当然のことながら、「法学部における」民法のカリキュラムについて問題が提起され、議論が行われた。しかし、そうした議論の中においても、私どもが経済学部において法律科目（民・商法）を担当する際に十分参考となる意見が述べられている。

そのひとつは、たとえば：

初めて民法を学ぼうとする学生にとって、いきなり民法総則の抽象的な理論なり、あるいは第1条から始めることがはたして適当かどうか(中略)。パンデクテン体系をいわば最高概念から順次演繹的に考えていくということが適当なのか(中略)。このような考えかたは、ともすればやはり概念法学的な結果にな

4) 『私法』33号113頁。

り、社会の実態から離れてしまうことになるのではないか⁵⁾。

とか、あるいは、民法と商法とで、講義で扱う問題を入れ替える（たとえば、法人や組合は商法で扱うとか、商行為総則や商事売買、商事質は民法で扱うとか）というもの⁶⁾であり、いまひとつは、たとえば：

経済学部の民法には16単位という、法学部とさして変わらない単位数を提供しておる大学もあります。これは大阪府立大学ですが、多くの場合は8単位、俗にいう2コマとか2マスで片づけておられて、社会学部では1マス、4単位というところもあります。そういうところではどうしても圧縮またはセレクトと申しますか選択が不可避であります、そのような選択あるいは圧縮をする際に、通例なら20単位分の法学部用の講義をそのまま五分の二とか五分の一の縮刷版にするのは、私は疑問だと思います。それから、これは大阪市大でもそうになっておられて、非常に無責任体制だといえるのでありますが、何でもいから法学部で提供されている民法のうち一つか二つを聞いてこいというふうなのがあります。現在自分のところでそうっておってえらそうなことは申せないのですけれど、これもいけないのじゃないかと思えます⁷⁾。

というものである。

第1の問題は、たとえば、「民法」という科目で、何を、どのように講義するのがよいかという問題に関わる。たしかに、法典には法典としての体系があるが、講義という場面で考えたとき、法典の順序そのままに講義することが、教授法としてもベストである（理論的にもひとつの体系になる、学生も理解しやすい）ということではない。法典の体系にとらわれない講義というのは、民法以外の法律科目の場合には、比較的一般に行われていると思われる。たとえば、「憲法」についてみると、法典の構成は、第1章「天皇」、第2章「戦争の放棄」、第3章「国民の権利及び義務」、第4章「国会」、第5章「内閣」、第6章「司法」、第7章「財政」、第8章「地方自治」、第9章「改正」、第10章「最高法規」、となっている。しかし、講義は、たとえば、第1部「人権」（第3章中心）、第2部「統治」（第1、2、4、5、6章など）という形で行われることが多い。また、「刑法」でも、第2編「罪」を「刑法各論」として、第1編「総則」よりも先に講義する例は少なくない。「民事訴訟法」でも、第1編「総則」、第2編「第一審ノ訴訟手続」、第3編「上訴」という法典の構成に従った講義はしないで、ふつうは、手続の流れに従って（訴の提起、当事者、請求、口頭弁論、判決、上訴という順序で）講義する。

ところが、「民法」については、その法典の体系に従って、講義が行われることが多いようである⁸⁾。

5) 『私法』前掲129、133頁（乾教授の発言）。

6) 『私法』前掲136頁以下（服部教授の発言）。

7) 『私法』前掲148頁（椿教授の発言）。

8) 『私法』前掲114頁によると、アンケート照会した50大学のうち80%がこの方式に拠っている。

けれども、すでに引用した意見にも示されているように、民法の講義を「総則」から始めることには問題が多い。たしかに、「総則」の講義では、「権利」、「人」、「物」、「法律行為」といった、民法のみならず他の法領域の学習においても、その基本となるべき概念・制度が登場するので、これを民法の講義の出発点とすることには全く理由がないわけではない。

けれども、たとえそういうことがいえたとしても、それは、法学部のように、はじめに「総則」を学習する学生が、その後も、民法の他の領域や民法以外の法律について学習を拡大してゆくという前提がある場合に限るのではないか。経済学部の学生のように、法律科目は関連科目である（ということは、極端な場合には、民法総則の講義だけを聴いてあとは法律の勉強をしないという学生もないとはいえない）という状況では、民法の講義の出発点（場合によっては同時に終点でもある）として、「総則」をおくことの妥当性はきわめて疑わしい。もちろん、「総則」の講義で扱われる前述のような諸概念・諸制度は、基本的かつ重要なものである。それゆえ、そうした概念や制度が講義の中でとりあげられなければならないということは否定しないけれども、その場が「総則」である必要はない。経済学部における民法の講義の出発点は、もっと各論的なもの（たとえば債権各論、ないし契約法のようなもの）にして、そうした話の前提として必要な限りで、「総則」に関する問題に触れるというやり方も考えられてよいのではないか。私の感覚では、「まず総則」というのは、法学部を前提にした発想であって、「経済学部の民法」としては、問題が大きいと思われる。前に引用した意見のように、法学部においてさえ、「総則」を出発点とすることに問題があるというなら、経済学部においてはなおさらのことである。

このことは、「民法」について2講座（8単位）以上の講義が予定されている場合でも同様である。私が問題にしているのは、単なる順序や講座の数の問題ではなく、「経済学部における民法」の「出発点」としての「総則」の妥当性だからである。1講座しか置かれていない場合はもちろん、複数の講座が置かれている場合でも、「何をとりあげるか」、「まず何から始めるか」が問題なのである。

第2の問題は、配当される時間数との関係である。もちろん、時間数は多いにこしたことはないが、少なくとも経済学部においては、法律科目が関連学科目とされている以上、これに法学部におけるのと同じ時間数を割り当てることはできないし、またその必要もない。どれだけの時間数を割り当てるのが適切かということは、それぞれの学部の事情によって異なるであろうから、ここでは、比較的多いと思われる2講座（8単位）を前提にして考察することにする（以下、便宜上、これを「民法Ⅰ」、「民法Ⅱ」とよぶことにする）。

民法の講義をどこから始めるかという問題が解決されたとしても、講義時間が8単位（4時間）分しか与えられないとすれば、その内容を法学部のそれと同じ密度で考えることはできない。五分の二の時間数でこれを取り上げるためには、圧縮あるいは選択は不可避的である。

その際、前に引用した意見の中でも指摘されているように、20単位分の内容を単純に五分の二に圧縮するというやり方は、技術的には可能かもしれないが、学生の理解という点から考えると疑問である。かりに、家族法を省いて、いわゆる財産法の講義だけをするとしても、16単位分を8単位で消化するわけであるから、結局、どの論点についても、殆ど項目だけを羅列する程度で終わらざるをえないであろう⁹⁾。そうならないようにするための考え方としては、2つのものがありうる。

ひとつは、ともかく時間の制約はあっても、民法の全体に及ぶという考え方である。これまでも、たとえば、我妻博士の『民法大意』という書物などは、そうした考え方を前提にして執筆されたものである。私の手許にあるのは第2版であるが、その「序」には：

当時、私は、東京大学の経済学部で1週4時間ずつ1年間で民法の全編を講義しなければならなかったので、それに用いる教科書を作ろうとした。そして、それには、民法典の編別に従わず、社会生活の実際に即し、法律理論の上では峻別されながら、作用の上では極めて類似した諸制度を統一して説明することが適切だと考えた。

これが本書のできた動機だが、教科書として用いた経験で、ほぼ目的を達したように感じたので、その後、東京大学の法学部で1週4時間ずつ2年間で民法全編の講義をしたときにも、これを教科書に用い、さらに一層自信を強めた。

と記されている¹⁰⁾。

1週4時間で1年間というのは、2時間で2年というのと同じことであるから、この本を利用すれば、2年間8単位分の時間で、民法全体にわたる講義をすることも不可能ではないかもしれない。

けれども、『民法大意』が執筆された当時と現在とでは、社会の状況も、民法学自体も大きく変わっている。我妻博士のような比類のない優れた学者であればともかく、私などには、こうしたやり方は不可能に近い。

そこで、もうひとつの考え方は、思いきって選択を行い、全体に及ぶことは断念するということになる。これなら、特定の問題、制度だけを取り上げることになるから、場合によっては、法学部でする講義よりも丁寧に説明することさえ可能である。

しかし、この方法の最大の問題は、それなら「何を選ぶか」ということである。経済学部という学部の性格からいって、家族法はあまり適当であるまい。やはり、財産法が対象になると思われる。

9) 私自身も、かつて、他の大学で「民法（総則・物権）」という1年間4単位の講義を担当したことがある。もし、この講義で「総則・物権」の全体について話をしようとする、たとえば、代理とか、時効とかといったひとつひとつの論点に割かれる時間は、1時間とか2時間になってしまう。

10) なお、『私法』前掲114頁以下（我妻教授の発言）。

その場合、また2つの考え方がありうる。

ひとつは、パンデクテン体系を前提にした選択である。たとえば、「総則」、「物権」（あるいは「物権」、「担保物権」）、「債権総論」、「債権各論」の中から2つを選ぶものである。もっと細かくして、たとえば、「契約」の部分だけとか「不法行為」の部分だけといったやり方も考えられる。

けれども、このやり方には、あまり大ざっぱな選択をすると、講義の焦点がぼけてしまい、結局、話を全体に及ぼした場合と変わらなくなってしまうし、反対に、あまり細かい選択をすると、いわば「つまみ喰い」しただけで、その部分が民法全体の中でどのような位置づけを与えられているのか、さらには、「民法」という法自体の性格や、社会生活・市民生活におけるその役割といった点が理解されないままに終わってしまうおそれがあるという問題がある。さらに、もっと根本的には、「経済学部の民法」の講義が、圧縮・選択を前提とした場合、パンデクテン体系に拘束されなければならないのか、という疑問もある。

そこで、いまひとつのやり方として、必ずしもパンデクテン体系にとらわれず、純粋に「経済学部における関連科目」という観点から選択を行うことが考えられる。前述のシンポジウムでもその一例が紹介され、その後書物の形で実現されたやり方、たとえば、「契約（動産売買）法」、「不法行為法」、「不動産法」、「金融（金融取引）法」などという分け方を前提とするものである。このカリキュラムは、本来、法学部において、民法全体を講義するという前提で作られたものである。けれども、ひとつひとつの部分は、一応の独立性・完結性を有しているので、そのすべて（16単位）を履修しなくとも、このうちの8単位分（たとえば、「民法Ⅰ」で「不動産法」、「民法Ⅱ」で「金融（金融取引）法」という具合）だけを履修しても、その限りで民法についての一応の知識は得られると思われる。

もっとも、このやり方にも、問題はある。たとえば、8単位の「民法」（Ⅰ・Ⅱ）を一人で（同一人が）担当するのであれば問題はないが、複数の、しかも多くの私立大学でそうであるように、非常勤講師に頼る割合が大きいところでは、こうした新しい方法はとりにくいということがそれである。

時間数の問題と関連して、もうひとつ考えておかなければならないのは、必修と選択の問題である。管見の及ぶかぎり、経済学部の民法で、8単位分全部を必修としている例はないようである。全部選択という例が多い。そうであるとすると、学生は場合によっては、4単位分の講義しか聞かないことがありうる¹¹⁾。このような状況では、民法Ⅰ・Ⅱの少なくとも一方（必修とされる方、ないしはより履修者が多い方）の内容がかなり重要になる。けだし、その講義によって、民法とはどのような法か（どのような事項を規律するか、どのような考え方をしているか）ということについての展望を与えなければならないからである。それゆえ、内容の決定は、単に学生

11) 私どもの学部でも、選択科目である「民法2部」を履修する学生は、10%~20%である。

の興味をもちやすいものは何かとか、経済学部の学生にとっても比較的理解しやすいものは何か、という観点からなすべきではあるまい。こうした観点は、本来、民法全体について講義する場合にどこから始めるか、ということを考える際にこそ意味があるものだからである。今、私どもが問題にしている「民法とはどのような法か」という問題に展望を与えるという場面では、むしろ、より本質的な観点、すなわち、最も民法らしいものは、何か、あるいは経済学という学問の内容や考え方と関連（または対比）しうるものは何か、という観点からの選択が必要であろうと思われる。

以上の検討を前提として、それでは、経済学部における民法の講義はどのようなものであるのかがよいということについて、若干の試論を示してみたい。

3. 試論の提示

経済学部における民法の講義には、法学部におけるそれに比べて、前述のような制約条件が多い。その中で、経済学部にあふさわしい講義をするためには、どのようにするのがよいかというのが、ここでの課題である。

(1) 基本的な考え方

与えられた時間数が8単位分であるという前提で考えるかぎり、そこで行われる講義は、民法全体にわたるものではなく、その選択された一部に関するものとする方が、「関連学科目」という考え方（経済学に関連するものを選ぶ）にも適合すると思われる。

そこで、民法全体の中で、どの部分、どのようなテーマが選ばれるべきかという点については、前述のように、まず、いわゆる財産法を対象とするのが適当であろう。市民生活・社会生活との関連という点では、もちろん家族法も重要ではあるが、経済学との関連という観点からすれば、財産（＝財）の「支配」、「移転」に関する法領域の方がより適当であると考えられるからである。

とはいえ、財産法でもその全体に及ぶことはかなりむずかしいので、結局、その中のさらにある部分が選択されることにならざるをえまい。この場合の選択の基準は、前述のように、一方で「関連学科目」たるにふさわしく、他方、ある意味で最も民法らしいものは何かということである。しかも、その選択は、必ずしもパンデクテン体系にとらわれる必要はない。

また、民法Ⅰ・Ⅱが併行開講でない場合には、民法Ⅰの内容、すなわち「どこから始めるか」についても、いま述べたと同様の考え方とする選択が行われることになる。そして、この場合、前述のように、「総則」（ないしそれに相当する内容）は選ばれるべきではない。このような選択の例としては、たとえば、「不動産法」と「取引法」（売買法、金融法）、「取引法」と「不法行為

法」などの組合せが考えられる。前者は、「財」の「支配」と「移転」に関する問題で、とりわけ、「不動産法」では、不動産の「物権的支配」という法学（民法学）特有の考え方が扱われるので、経済学との対比で考えても興味深いのではあるまいか。また、後者は、「民事責任」という、より上位の概念の下に体系化することができ、それによって、「責任」という、法学の世界で最も重要な概念のひとつについて体系的な理解を与えることもできよう。

以上のような選択は、学部のカリキュラムとして予めなされて確定されていることが望ましいと思われる。それによって、民法Ⅰ・Ⅱの担当者を異にする場合でも、それぞれが、何を前提にして講義をするか、何を話さなければならないかを明確にすることができ、むだな重複や重要事項の欠落を防ぐことができるからである。担当者は、一つの講義の中で予定されている事項をすべて取り上げる限り、実際の講義をどのように進めるかについては、もちろん、いわゆる「教授法の自由」を保障されなければならない。

(2) 将来の問題

(1) ひとつの試み

これまで述べてきたような考え方に基づいて、私自身の今年度の民法2部では、ひとつの小さな試みを行っている。

民法2部は、ここ4年ほど、「担保」という問題を中心に上げている。やり方としては、はじめはいきなり「担保物権法」を取り上げてみたが、学生は、物権法の問題については殆ど知識をもっていないことがわかり、2年目からは、物権法の基本的な問題（物権法総論に相当するようなもの）をはじめに説明することにした。しかしながら、その後、「担保」という制度は、「物権法」の一環として、つまり、財産の支配のしかたのひとつとして（使用価値の把握である用益物権に対して、交換価値の把握であるとして）とらえるよりも、その「経済的機能」を重視したほうがよいのではないかと考えるようになった。そこで、次のように考えた。「担保」という制度は、「債権」の履行確保のために存在するのであり、その場合の「債権」としては、「金銭債権」が最も重要である。「金銭債権」を発生させる原因としては、「契約」と「不法行為」とが重要であるが、「不法行為」に基づく債権の担保としては、法定担保権はともかく、約定担保権の機能はさほど大きくない。できれば、約定担保権を中心にして話をしたい。そこで、「契約」に基づいて発生する金銭債権を考えることにする。「契約」に基づいて発生する金銭債権には種々のものがあるが、代表的なものは、「売買」と「(金銭)消費貸借」による場合であろう。しかし、「売買」は、たとえば、「権利(所有権)の移転」、「双務契約」など、「契約法」として扱った方がよい多くの重要な問題を含んでいる。これに対して、「(金銭)消費貸借」は、「担保」制度が利用される典型的な場面のひとつであるだけでなく、経済学の主要な柱のひとつである「金融

論」という領域にも関連する。そこで、「担保」を「金融」という場面で考えてみることにした。テーマの中心は「担保」であるが、講義の副題は「金融取引法」とした。テキストは、乾＝中井「新民法講義4(金融取引法)」(有斐閣ブックス)を用いている。

この選択の結果(効果)については、本稿執筆の時点では、まだ学年の半分であり、評価はできないし、「金融取引法」という選択が「最も民法らしい」ものであるかといえるかという問題もないわけではない。けれども、「関連性」という点では、妥当性はあると思われるし、そのせいかな学生も、以前よりは関心を示してくれているようである。

(四) 将来の問題

今年度は、とりあえず、以上のような工夫を試してみた。もとよりこれは最終的な解決法ではないし、中間のものとしても、最善のものとはいきれない。しかも、この程度の改革の試みは、すでに15年も前から議論されていることであって、とくに目新しいものでもない。そこで、将来の問題としては、もっと根本的な改革を考えて、少なくとも「民法」全体、あるいはできることなら「民・商法」全体を視野に入れて議論をしてみてもよいのではないと思われる。

「民・商法」全体を視野に入れるというのは、たとえば、従来行われてきた「民法」、「商法」という科目の枠をはずして、ひとつの科目とし(たとえば「私法」Ⅰ～Ⅳ)、その中で、従来「民法」、「商法」という科目の中で扱っていたもの、あるいはさらに新しいものを加えて、取り上げるようなことを考えてみてはどうかというものである。

このようなことを考えるのは、法学部の講義と比較した場合の、民法の圧縮率(16単位→8単位)が商法のそれに比して大きいということによる¹²⁾。つまり、条文の数はもとより、一般法と特別法という関係、さらには、私法という体系の中で占めるそれぞれの位置などを考えると、たとえ、経済学部の科目としてであっても、民法と商法とのウェイトがはたして同じでよいのかという問題があるからである。もちろん、「それなら民法を12単位にすればよい」というのもひとつの解決法として考えられないことはない。けれども、そうすると、こんどは、学部全体のカリキュラムの中で、関連科目としての法律科目のウェイトが大きくなりすぎるという問題が生じる。それでもよいという場合はともかく、「民・商法」で16単位という全体の単位数を動かさないうで(そうすれば、カリキュラムの改革を法律科目の枠内でおさえることができるであろう)、民法と商法とのバランスに差をつけるとすれば、全体を併せて1科目とみて、その中で調整する以外に方法はあるまい¹³⁾。

こうした発想のヒントになったのは、最近フランスのいくつかの大学で開講されている“Droit

12) 商法は、法学部では、Ⅰ(総則・商行為)、Ⅱ(会社)、Ⅲ(保険・海商)、Ⅳ(有価証券)の4部(16単位)に分けられるのが通例である。このうち、経済学部では関連科目とされうるのは、Ⅰ、Ⅱ、Ⅳであろう。そうであるとする、商法の圧縮率は、12単位→8単位となる。

13) たとえば、Ⅰ、Ⅱが民法相当、Ⅲが民・商法半々、Ⅳが商法相当というように内容を割りふればよい。

des Affaires (取引法)”という科目である。この科目自体は、法学部で開講されるもので、しかも、従来の“Droit Civil (民法)”や“Droit Commercial (商法)”に代わるものでもないようである¹⁴⁾。

この科目の内容を、いま手許にある、Savatier, Savatier et Leloup, Droit des Affaires, 6° éd., 1980 の目次によってみてみよう¹⁵⁾：

序 章 取引法の手ほどき	
第1部 取引に携わる人々のための法の概観	
第1章 法 律	第2章 判 例
第3章 取引法における財産	
第2部 取引に参加する人	
第1章 私 人	第2章 私法人・会社
第3章 取引における公法人	第4章 代 理
第5章 商 人	第6章 企 業
第7章 専門職	
第3部 取引の法的構造	
第1章 取引の法的分析	第2章 法律行為
第3章 取引としての売買	第4章 商事売買
第5章 取引における貸借	第6章 仲介者による取引
第7章 支 払	
第4部 取引の媒介物	
第1章 営業財産	第2章 担 保
第3章 手 形	第4章 銀行法
第5章 有価証券の取引	第6章 運 送
第7章 証明の媒介物	
第5部 取引における事故	
第1章 紛争と訴訟	第2章 民事責任
第3章 保 険	第4章 倒 産
第6部 取引の国際化	
第1章 国際取引の法的問題	第2章 ヨーロッパ共同体内取引

もちろん、これほど膨大な内容のものを、このまま日本のしかも経済学部の講義に導入することはできない。しかし、この目次からもわかるように、ここで取り扱われている内容は、従来、「民法」「商法」で扱われていた内容を殆ど網羅している。しかも、単に「民法」「商法」を併せて1科目にしたものではなく、従来の「民法」「商法」という枠にとらわれず、「取引」に関する

14) 私の留学したパンテオン＝ソルボンヌ（パリ第1）大学では、民・商法とこの「取引法Ⅰ・Ⅱ」とが併行開講されていた。

15) なお、Guyon, Droit des Affaires.

法的規律を様々な側面からとらえるという視点で、全く新しい体系化が行われているという点が注目される。少なくとも、こうした「発想」は、日本でも、とくに経済学部のようなところでは、与えられた時間を効果的に使い、圧縮・選択をやむをえないものとしつつ、「民法」「商法」についてできるだけ広い視野からの展望を与えることが望まれるのであるから、これからの課題として検討してみる余地があるのではないか。

4. おわりに

城西大学創立20周年記念論文集という場を与えられたことを機会に、これまでの自らの教員生活を振り返っての反省をこめて、小さな問題提起を試してみた。

今日の大学は、少なくとも学部段階での研究と教育の関係に関しては、もはやフンボルト的理念がそのままあてはまるところではないかもしれない。たしかに、一方では、講義の内容は、担当者が、その研究成果の中から然るべきものを選んで、自らの権限と責任において裁量的に決すべきであり、またそれでよいという考え方もあろう。

けれども、「経済学部における法律科目」の講義というものに焦点を絞る限り、どうしても、それが「関連学科目」であるという性格を考えざるをえない。そこでは、講義の内容の決定にあたって、「経済学部」という場における法律科目としては「何が伝えられなければならないか」という視点からの選択が行われなければならない。しかも、この選択は学部全体のカリキュラムを見据えて行われなければならない。そのためには、自らの問題意識や研究内容とは異なった内容の講義をしなければならないこともあるのである。